十三 腹材料

|〜+|| 盥

に掲げるものとする。

は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次第一 建築基準法(以下「法」という。)第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又

する技術的基準を次のように定める。に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等

又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格

○建設省告示第千四百四十六号

条

法 37

別表第二	(品質基準及びその測定方法等)

(⁽ ¹)	\mathfrak{D}	(f)
区分建築材料の	品質基準	測定方法等
第一第十三	Ⅰ 基布 (繊維糸による織布	
号に掲げる	又は網目状織物をいう。以	
建築材料	下同じ。) 及びコーティン	
	グ材(基布の表面全面に塗	
	布したもの又は貼り合わせ	
	た材料をいう。以下同じ。	
)の材料が次のいずれかに	
	よること。	
	イ リェシト三四一三(ガ	
	ラス糸) ー九九九に適	
	合する単繊維(繊維径三	
	・三 ミクロンから四・	
	五ミクロンの三(6)	
	に限る。)を使用したガ	
	ラス繊維糸による織布に	

第二 略

第三 略

E	ĮΝ	n	化	Η	\mathbb{H}	ン	ン	極	洉
∲∏	有	梑	が	圕		IJ	ر	Ρ	れ
~	_	Ъ	ン	⊥	以	ч	لد	ᠳ	N
-									•
-							111	(ĥ
								•	
				-					
								-	
R	\neq	D	\mathbf{r}	ン	乞	ĸ		Η	チ
ン	ψ	6	匌	IJ	れ	D	IJ	煭	φ
極	洉	ф	П	—	ıЬ	\succ	ン	Ĭ	村
ر	た	ťh	6	0					
۴		R		<u>*1</u>	١¥	/	۴		R
	<u>۴</u>	ЬŔ	1	۴		Н	К	ιЬ	1
R	ы	ĸ	⊃	لدٌ		1	R	1	П
							-		
	にル又ミポレ樹ンスロレ素、ラすス 」) り脂パ合	にル又ミポし樹ンスロレ素、ラすス」) り脂パ合類系はドリた脂そルロン系塩スる糸 I と合を 有	にル又ミポし樹ンスロレ素、ラすス」)り脂パ合類系はドリた脂そルロン系塩スる糸 I と合を 有す繊ポ系アもをのフプ樹樹化繊単) S しわコセ率	にル又によし樹ンスロレ素、ラすス」)り脂パの類%はドリた脂々ルロン%植スる% I と伯を一角す鐵ポペアもをのフノ樹樹氏繊単) S しわコヤ榉の維リ、川のコ色 4 7 脂脂戊維繊 K た h ー ンが	にル又によし極ンスロレ素、ラすス」)し語パ伯類※はドリた脂々ルロン※植スる※ I と伯を「角す鐵ポ※アもをのフノ樹樹先鐵単) S しわコヤ榉る雑リ、三のコ色 オレ脂語バ維繊 R たキーソが繊米 アポド。「ロソンロ(1 % 維一三もた r 上載	にレスミポー樹ンメロレ素、しすメ」)し語パの 類然はドリた話々プロン%描える% I と伯格ー価 す銭ポペアもをのレノ樹樹充繊単) S しわ山内檊 る雒し、三の山街 オレ話語広維鑚 R た オーソゲ 繊米 バポド。「にソンは(二米維-三もた 1 - か 離 本 二 し ※ すたん 1 家 2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	「ドレメニポー樹ンメロレ素、しすメ」) じ 語パ 6 繊 ※ は ド っ た 語	「「マスミポー樹くメロト業、ラサメー)の記述会員、「「「大」」」」の「「「「」」」」」」」」では「「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」	樹脂をコーティングンチの他にあった。 スルの他これらに類ししてノメン化の他にたらに類して、 シントレインゴム、クリノレンゴム、「 場俗には除く。) シス繊維をによる繊維を使用して、 シェットニーで、

もの。 をコーティング材としの他これらに類する熱フォン化ポリエチレン プレンゴム、クロロマ、ふっ素系樹脂、クロ	^{個脂} そく
ダ材としたもの。 資する様にをつい。 、会る情報をつき、 、会なない。 、会なない。 、会ないたい。 、会ないたい。 、会からしたした。 、会かしたした。 、会かした」 、会からに、 、会からたてまし。 、会からに、 、会からたでまた。 にのののでで、 にのののたまで。 にのののでで、 にのののでで、 にのののでで、 にのののでで、 にのののでで、 にのののでで、 にのののでで、 にのののでで、 にのののでで、 にのののでで、 にのののでで、 にのののでで、 にのののでで、 にのののでで、 にのののでで、 にのののでで、 にのののでで、 にのののでで、 にのののでで、 にののでで、 にのののでで、 にのので、 にのののでで、 にのので、 にののでで、 にののでで、 にののでで、 にののでで、 にのので、 いたるので、 いたいで、 いいで、 いいで、 いいで、 いいで、 いいで、 いいで、 いいで、 いいで、 いいで、 いいいで、 いいいいいいで、 いいいいいいいで、 いいいいいで、 いいいいいいいいいい	ったくロトット ないにんっ 四江に、「「重」 樹 トレレる メ状ガ)・ 三適

でない。 ティング材質量はこの限り エとし、基布質量及びコー とれいにつき八十グラム以 歴報内護用にあっては、膜 では一平方メートルにつき 「サ方メートルにつき 「サ方メートルにつき 「サ方メートルにつき 「サ方メートルにつき 「サウムリーの。 しょううな」 「サウラム」、 でき」 では、 しょう。 では、 では、 では、 できること。 ただし、 該時にあっては、 読用した。 しょう では、 できること。 ただし、 しょう では、 できること。 ただし、 しょう です。 では、 できること。 たな、 しょう。 では、 できること。 たな、 に、 でいった。 では、 でいった。 では、 でいった。 では、 でいった。 では、 でいった。 では、 でいった。 でき。 でいった。 でいった。 でいった。 でいった。 でいった。 でいった。 でいった。 でいった。 でいった。 でいった。 でいった。 でいった。 でいった。 でいった。 でいった。 でいっつい。 でいった。 でいっつい。 でいっつい。 でいっつい。 でいっつい。 でいっついっ、 でいっついっ、 でいっついっ、 でいっついっ、 でいっついっ、 でいっついっ、 でいっついっ、 でいっついっ、 でいっついっ、 でいっついっついっつい。 でいっついっついっつい。 でいっついっつい。 でいっついっつい。 でいっついっついっついっつい。 でいっついっつい。 でいっついっつい。 でいっついっついっつい。 でいっついっついっつい。 でいっついっついっつい。 でいっついっついっつい。 でいっついっついっつい。 でいっついっついっついっついっつい。 でいっついっついっついっつい。 でいっついっついっつい。 でいっついっついっついっついっつい。 でいっついっついっついっついっつい。 でいっついっついっついっついっつい。 ひつついついっついっついっつい。 でいつうついついついついついついついついついついついつい。 でいついついついついついついついついついついついついついついついついついつい	 ティング材の質量を求めること。 ティング材の質量を求めるか又は製造工程中として、コーティング材の質量を求めるか又は製造工程中すること。膜材料全体の質量から基布質量を差し引いた値燃焼して除去し、基布の質量を、 ーグラムまで測定ーグラムまで測定し、コーティング材を溶剤で溶解又は四方の膜材料試験片を偏らないように五枚採取し、O・O 基布質量及びコーティング材質量は、五十ミリメートルまが換全体の価もないように五枚採取し、O・O 11 腰材料全体の質量は、百ミリメートル四方の試験片を膜
トル以上とすることができにあっては ・一ミリメーこと。ただし、屋根内膜用五ミリメートル以上とする定められており、かつ ・三 腹材料の厚さの基準値が	て、実測により行うこと。 材料の七十五ミリメートル以上間隔をおいた五箇所につい三」厚さ測定器その他の方法により、試験をしようとする膜

ю°	
四 織糸密度の基準値が定め	四 JIS L一 九六(一般織物試験方法)により試験を
られており、その測定値の	しようとする膜材料の異なる五箇所について測定するか、
ばらつきが正負五パーセン	又はこれと同等以上に織糸密度を確かめられる方法による
ト以内でなければならない	I J ~J°
。 ただし、 屋根内膜用にあ	
ってはこの限りでない。	
五 布目曲がりの基準値が定	五 JIS L一 九六(一般織物試験方法)により試験を
められており、かつナパー	しようとする膜材料の三百ミリメートル以上の間隔をおい
セント以内でなければなら	た偏らない五箇所について測定するか、又はこれと同等以
ない。ただし、屋根内膜用	上に布目曲がりを確かめられる方法によること。
にあってはこの限りでない	
°	
六 引張強さの基準値が定め	六 JHS レー 九六(一般織物試験方法)のストリップ
られており、かつ一センチ	法の重布類の定速伸長形試験機を用いた方法(試験片幅を
メートルにつきこ百ニュー	三十ミリメートル又は五十ミリメートルとすることができ
トン以上(屋根内膜用にあ	る。)で、たて糸方向及びよこ糸方向各二十枚以上につい
っては レンチメート ル	て測定するか、又はこれと同等以上に引張強さを測定でき
つき百二 コートン以上) と	る方法によること。
し、測定値においてはたて	
糸方向及びよこ糸方向の引	
張強さの変動係数はそれぞ	
れ+パーセント以下で、た	
て糸方向とよこ糸方向の引	

だし、屋根内鉄の大人を、「ない」で、屋根内鉄市にあって、「たちたたちに、「たちたたち」にとうたい。たちたたちに、「たちたたち」に、したででは、「たちたたち」に、したない。」では、「からした」、「からし、かっては、「ない」」に、「ない」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」	ること。 か、又はこれと同等以上に引裂強さを測定できる方法によド法でたて糸方向及びよこ糸方向各五枚以上について行う(リュッ レー 九六 (一般織物試験方法)のトラペゾイきる方法によること。 で測定するか、又はこれと同等以上に破断伸び率を測定であ。)で、たて糸方向及びよこ糸方向各二十枚以上についる。)で、たて糸方向及びよこ糸方向各二十枚以上についき。)で、たて糸方向及びよこ糸方向各二十枚以上についき。) れん (証験体育形試験様を用いた方法 (試験片幅をた うまち レース レー れた (一般織物試験方法)のストリップ
はこの限りでない。 なし 「	
強さ(以下「初期引張強された第六号に規定する引張さは、同一ロットで測定され、コーティング層の密着強	ング層を剥離(コーティング層が剥離出来ない場合はコーメートル又は五十ミリメートルとした試験片の、コーティ法の重布類の定速伸長形試験機を用い試験片幅を三十ミリ九 リェS レー 九六(一般織物試験方法)のストリップ

てはこの限りでない。ただし、屋根内膜用にあっ上としなければならない。トルにつき十ニュー トン以ト以上、かつ一センチメー」という。)の一パーセン	ティング層の密着強さを測定できる方法によること。糸方向各五枚について行うか、又はこれと同等以上にコー着させて剥離する。) させる方法で、たて糸方向及びよこティング層に同種の膜材料を接着剤で貼り合せるか又は溶
でない。 内膜用にあってはこの限りとすること。ただし、屋根は二十五パーセント以下)第一号八に掲げるにあってまま、一方パーセント以下(②欄であがなく、かつ伸び率が十一がりープ性について、	- プ性を測定できる方法によること。方向各五枚について行うか、又はこれと同等以上に耐クリ張強さの十分の一荷重で六時間を、たて糸方向及びよこ糸(第一号日及びハにあっては摂氏六十度)雰囲気で初期引引張強さの四分の一荷重で二十四時間、温度摂氏百五十度リメートルとすることができる。)で、室温において初期法)の試験方法(試験片幅は三十ミリメートル又は五十ミナミュトリートス、大八五九(接着剤のクリープ試験方法)又は
- セント以上を保持するこて、初期引張強さのセナパナニ 繰返し耐屈曲性についってはこの限りでない。、②欄第一号日及びハにあこと。ただし、屋根内膜用パーセント以上を保持するして、初期引張強さのハナナー 耐繰り返し疲労性につ	 率半径とする。)により千回屈曲した後、第六号に規定すよる耐折強さ試験方法(折り曲げ面は三ミリメ−トルの曲ナニ JHS PK/IFをあ方法によること。 返し疲労性を測定できる方法によること。 方向各五枚について行うか、又はこれと同等以上に耐燥りた後、第六号に規定する引張試験をたて糸方向及びよこ糸方のびよこ糸方の、また号に規定する引張試験をたて糸方向及びよこ

と。ただし、屋根内膜用、	る引張試験を屈曲試験前後の試験片(試験片幅は十五ミリ
③欄第一号ロ及びハにあっ	メートルに限る。) についてたて糸方向及びよこ糸方向に
てはこの限りでない。	各五枚について行うか、又はこれと同等以上に繰返し耐屈
	曲性を測定できる方法によること。
十三、耐屈曲性について、初	十三 一定の荷重で折り目上を行き来できる直径九十ミリメ
期引張強さの七十パーセン	- トルのロー ラー状のシリンダー 型屈曲試験機を用い、試
ト以上を保持すること。た	験片一センチメートルにつき九ニュートン以上の荷重を、
だし、屋根内膜用、②欄第	たて糸方向及びよこ糸方向について、五十五ミリメートル
一号日及びハにあってはこ	又は七十五ミリメートルの試験片幅としたものに全幅にシ
の限りでない。	リンダと平行に折り曲げとして十回かけた後、第六号に規
	定する引張試験をたて糸方向及びよこ糸方向各五枚につい
	て行うか、又はこれと同等以上に耐屈曲性を測定できる方
	法によること。
十四、耐もみ摩擦性について	十四 しょう ド六三二八(ゴム引布)のもみ試験の方法(
、はがれ、ひび割れその他	試験片幅は二十五ミリメートル又は三十ミリメートルとす
の異常がないこと。ただし	ることができる。)で、たて糸方向及びよこ糸方向各五枚
、屋根内漿用にあってはこ	について、つかみ間隔三十ミリメートル又は五十ミリメー
の限りでない。	トルとして十二ュートンの押し圧で千回のもみ回数を行う
	か、又はこれと同等以上に耐もみ摩擦性を測定できる方法
十五 耐摩耗性について、摩	十五 JIS ド七二〇四(摩耗輪によるプラスチックの摩
耗回数五百回後、基布が露一・111、耐息料作(125)、	我試験)の摩耗試験(摩耗荷重四・九ニュートンで摩耗輪 「
出しないこと。ただし、屋和印数五百四谷、夏和内熱	にてく 十を使用する場合に限る。)を五枚について行う (書言題)の原料言題(原料符言因) ガニュー (1)の原料言語)
根内膜用、②欄第一号口、「」」しないこと。 カカリー	方法とするか、又はこれと同等以上に耐摩耗性を測定できしてい。
一 木 反 毘 月 () 村 宮 一 日	フジッマネオ スロごれっ同等リゴに而風来性を測定でき

りでない。ハ及びニにあってはこの限	る方法によること。
ない。 減用にあってはこの限りで、 たする」と、 でする」と、 でする」と、 でする」と、 でする」と、 でする」と、 でする」と、 でする」と、 にました。 でで、 のでは、 した、 でた、 した、 した、 した、 した、 した、 した、 した、 し	て行うこと。 する引張試験をたて糸方向及びよこ糸方向各五枚について行うこと。 ニ百七十メガジュールとする。)暴露後、第六号に規定三百七十メガジュール(③欄第一号日及びハにあっては三百五十メガジュール(③欄第一号日及びハにあっては露試験方法)により、三百ナノメートルから四百ナノメネカ向及びよこ糸方向各五枚について行うこと。 ロ JHS A一四一五(プラスチック建築材料の促進暴露試験方法)により、王百大アック建築材料の促進来でしいて行うこと。 イ JHS A一四一(プラスチック建築材料の促進暴露試験方法)により十年間(③欄第一号日及びハにあっては「四一(プラスチック建築材料の屋外暴客以上に耐候性を消遣できる方法によること。

の限りでない。、 屋根内膜用にあってはこて出水がないこと。ただしま しパスカルの圧力におい十七 耐水性について、二十	こと。か、又はこれと同等以上に耐水性を測定できる方法による低水圧法のうち静水圧法に準じて五枚について試験を行う十七 JIS L一〇九二(繊維製品の防水性試験方法)の
りでない。 根内膜用にあってはこの限常がないこと。ただし、屋摂氏マイナス二十五度で異十八 耐寒性について、温度	ること。うか、又はこれと同等以上に耐寒性を測定できる方法によマイナス二十五度で二時間以上放置後折り曲げる方法で行によりたて糸方向及びよこ糸方向各五枚について温度摂氏十八 JIS M七一〇二(ビニル加工風管)の耐寒性試験
い。用にあってはこの限りでないこと。ただし、屋根内膜び、亀裂その他の異常がな十九 耐薬品性について、ひ	品性を測定できる方法によること。日以上浸漬する方法によるか、又はこれと同等以上に耐薬ウムの五パーセント水溶液のそれぞれに五枚の試験片を七酸化ナトリウムの ・ーパーセント水溶液及び塩化ナトリ法) により、硫酸又は硝酸の ・ーパーセント水溶液、水十九 JIS K七一一四(プラスチックの耐薬品性試験方
ない。 号ハにあってはこの限りでし、屋根内膜用、②欄第一ト以上保持すること。ただ期引張強さのハナパーセン二十 湿潤時引張強さは、初	以上に湿潤時引張強さを測定できる方法によること。向及びよこ糸方向各五枚について行うか、又はこれと同等全に水に浸した後、第六号に規定する引張試験をたて糸方トル又は五十ミリメートルとした試験片を七十二時間、完二十 たて糸方向及びよこ糸方向の試験片幅を三十ミリメー
II+ 	二十一 耐吸水性は次のイ及び日の試験を行うか、又はこれ

限りでない。	その時の吸水長を測定すること。
屋根内膜用にあってはこの以下であること。ただし、吸水長は二十ミリメートル	クのミパーセント水溶液に七十二時間完全に浸した後、ロ 五十ミリメートル四方の試験片を三枚採取し、赤インェパーセント水溶液に七十二時間浸した後、その時の吸各三枚採取し、下端部の約五ミリメートルを赤インクのイ 三十ミリメートル幅の試験片をたて方向及びよこ方向と同等以上に耐吸水性を測定できる方法によること。
他の異常がないこと。 ひび割れ、破れ、しわその ー ティング材の剥がれ及び 二十二 外観については、コ	百倍の顕微鏡で一箇所確認すること。イ及びニにあっては、膜材料の断面及び表面を五十倍又はニ十二 外観については、目視により行い、かつ②欄第一号

あってはこの限りでない。と、ただし、屋根内膜用にと。ただし、屋根内膜用にパー セント以下とするこ部引張強さの変動係数は十方向及びよこ糸方向のびよこ糸方向のびょこ糸方向の接合しいては八十パーセント以上、その他の接っては初期引張強さの七十パーセント以上、その他の接」しては、ミシン縫製においいては、ミシン縫製におい	する。 合部重ね幅は、四十ミリメートル正負ニミリメートルと 高を三ミリメートル以上とした四本縫いで行う。その接 で、 ミシン縫製にあっては、はしあき、縫い糸相互間の間 張強さを測定できる方法によること。 する引張試験を行うか、又はこれと同等以上に接合部の空 ずれかをたて糸方向及びよこ糸方向に行い、第六号に規定 さが ・ 三ミリメートル以下のものを用いること。)のこ としン共重合樹脂をの他これらに類する樹脂フィルムで厚 エーテル共重合樹脂又は四ふっ化エチレン 六ふっ化プロ な場合は、四ふっ化エチレンパーフルオロアルキルビニナ
	正負ニミリメートル(第一号イ及びニにあっては七十五正負ニミリメートル(第一号イ及びニにあっては、接合幅は四十ミリメートル氏カーメガパスカル以下、溶着時間は一分以下とする。ので、ヒーター部電流が二・Oアンペア以下とし、押しル正負ニミリメートル(第一号イ及びニにあっては七十っ、熱風温度を摂氏六百度以下、溶着速度は一分間あた正負ニミリメートル(第一号イ及びニにあっては七十五

	る。以下の冷却板を使用し同押し圧で冷却時間三分以下とすカル以下、溶着時間は五分以下で、その後温度摂氏百度、熱板温度が摂氏三百九十度以下、押し圧カーメガパスミリメートル正負三ミリメートルとする。) としたもので
てはこの限りでない。 ただし、屋根内膜用にあっ 上としなければならない。 トルにつき十ニュートン以ト以上、かつ一センチメー 初期引張強さの一パーセン	を測定できる方法によること。について行うか、又はこれと同等以上に接合部耐剥離強さをはく離させる方法で、たて糸方向及びよこ糸方向各五枚リメートル又は三十ミリメートルとした試験片の、接合部プ法の重布類の定速伸長形試験機を用い試験片幅を二十ミい、JIS レー 九六(一般織物試験方法)のストリッニ十四 第二十三号の接合をたて糸方向及びよこ糸方向に行
限りでない。 屋根内膜用にあってはこの 下) とすること。ただし、 ては二十五パーセント以 以下(②欄第一号ハにあっ し伸び率が十五パーセンT について、破断がなく、が	同等以上に耐クリープ性を測定できる方法によること。い、第十号に規定するクリープ試験を行うか、又はこれと二十五 第二十三号の接合をたて糸方向及びよこ糸方向に行
ロット、同一接合方法で測 十度雰囲気において、同一さについて、温度摂氏百五 ニ十六 接合部高温時引張強	こ糸方向各五枚について行うか、又はこれと同等以上に接第二十三号に規定する接合部引張試験をたて糸方向及びよ向に行い、②欄第二十六号に規定された温度雰囲気内で、二十六(第二十三号と同一の接合をたて糸方向及びよこ糸方

でない。 内護用にあってはこの限りり、人及び屋根にあってはこの限用にあってはこのではしょう。 しょしてつきこ百二ュートンのつ温度摂氏二百六十度零ま気にあっては一センチメリー、「あっては温度摂氏、十度をこと。 したのっては温度摂氏、十度をつては温度摂氏、十度をつては温度現において、十パーセンチン、以上(③欄第一号日及び、いう。)の六十パーセント、「接合部初期引張強さ」と	合部高温時引張強さを測定できる方法でよること。
二十八 接合部耐候性についってはこの限りでない。 費用及び②欄第一号八にあすること。ただし、屋根内 の八十パーセント以上保持さは、接合部初期引張強さ	
は十年(②欄第一号日及びて、屋外暴露試験にあって	はこれと同等以上に接合部耐候性を測定できる方法による向及びよこ糸方向に行い、次のイ又は日の試験を行うか又

(⁽))	$\widehat{\mathcal{Q}}$	Ê.
区分 建築材料の	検査項目	検査方法

別表第三 (検査項目及び検査方法)

の様
武斗
177
等の
質量
ただ
⟨□↓
包号